2　恒久的施設を有する非居住者は、恒久的施設帰属所得を有する場合において、当該非居住者の第百六十一条第一項第一号に規定する事業場等と恒久的施設との間の資産の移転、役務の提供その他の事実が同号に規定する内部取引に該当するときは、財務省令で定めるところにより、当該事実に係る明細を記載した書類その他の財務省令で定める書類を作成しなければならない。

第一条のうち所得税法第二百三十一条の二第一項の改正規定中「第二百三十一条の二第一項」を「第二百三十二条第一項」に改める。

第一条のうち所得税法第二百三十一条の三の改正規定中「第二百三十一条の三」を「第二百三十三条」に改める。

第一条のうち、所得税法第二百三十八条の改正規定中「同条第三項中」の下に「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に」を加え、同改正規定の次に次のように加える。

第二百四十一条中「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に改める。

第二条のうち所得税法別表第一（一）及び(二)を除く。）の改正規定及び同法別表第三（一）を除く。）の改正規定中「当該申告書により申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族（(4)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。以下この(十)において同じ。）の数が７人以下」を改め、「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を削り、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加え、「申告された扶養親族等の数に応じ、」を「申告された扶養親族等（当該扶養親族等が第百九十五条第四項（従たる給与についての扶養控除等申告書）の記載がされた者である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。）の数に応じ、その申告された」に改める。

第二条のうち所得税法別表第四の改正規定中「申告された扶養親族等」の次に「（当該扶養親族等が第百九十四条第四項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する国外居住親族(二)において「国外居住親族」という。）である場合には、同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。(二)において同じ。）」を加え、「（給与所得者の扶養控除等申告書）」を削り、「同居特別障害者」の次に「（これらの障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）」を加える。

第十条のうち租税特別措置法第十条の五の四第一項の改正規定中「第十条の五の四第一項」を「第十条の五の三第一項」に改める。

第十条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の二第一項の改正規定中「第三十七条の十四の二第一項」を「第三十七条の十四の三第一項」に改める。

第十条のうち租税特別措置法第三十七条の十四の三第三項の改正規定中「第三十七条の十四の三第三項」を「第三十七条の十四の四第三項」に改める。

第十条のうち、租税特別措置法第四十二条の改正規定中「第四十二条第一項」を「第四十一条の二十二第一項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第四十二条第一項中「第百六十一条第一項第十号」を「第百六十一条第一項第十号イ」に改め、同条第三項中「その者の国内において行う事業に帰せられる」を「法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当する」に改める。

第十条のうち、租税特別措置法第四十二条の四第一項の改正規定中「「法人税法」を「同法」に、「の規定」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定」に」を削り、同条第十二項第八号の改正規定及び同条第十七項の改正規定を削る。

第十条のうち租税特別措置法第四十二条の五第二項の改正規定、同法第四十二条の六第二項の改正規定、同法第四十二条の九第一項の改正規定、同法第四十二条の十一第二項の改正規定及び同法第四十二条の十二の四第一項の改正規定中「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削る。

第十条のうち租税特別措置法第四十二条の十三第一項の改正規定中「改め、「第七十条の二まで」の下に「、第百四十四条及び第百四十四条の二」を加え」を削る。

第十条中租税特別措置法第六十七条の六の改正規定を削る。

第十条中租税特別措置法第六十八条の百十第二項及び第六十八条の百十一第二項を削る改正規定を次のように改める。

第六十八条の百十第一項中「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十八条の百十一第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条のうち東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二第二項の改正規定中「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項の改正規定中「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め」を削り、同条第九項の改正規定中「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項の改正規定中「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め」を削り、同条第九項の改正規定中「同条第九項」を「同条第八項」に改める。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三第一項の改正規定中「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第六項の改正規定中「改め、(一)第十七条の三」と」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二第一項の改正規定中「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第五項の改正規定中「改め、(一)第十七条の三」と」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十三条のうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二第一項の改正規定中「「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に」を削り、同条第五項の改正規定中「改め、(一)第十七条の三」と」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え」を削る。

第十四条中東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条の改正規定の次に次のように加える。

第三十四条第三項及び第三十七条中「第百六十六条の二」を「第百六十六条の三」に改める。

第十六条のうち租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第二項の改正規定中「「、第四十二条の五第二項」を「中「並びに同法」とあるのは「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第二十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十第二項、第三項及び第五項並びに法人税法」と、平成二十六年新租税特別措置法第四十二条の五第二項」に」を削る。